

北陸地方の稲作農業

戸別所得補償モデル事業への対応

基礎研究部副部長 清水徹朗

昨年(09年)9月に民主党政権が成立し、今年度より戸別所得補償モデル事業が開始された。6月末までに加入申請が行われたが、生産現場では今回の政策変更をどう受け止めているのであろうか。北陸地方の対応状況について報告する。

1 米中心の北陸農業

北陸3県の農地面積14.4万haのうち水田が91%を占めており、農業生産額に占める米の割合は、富山県72.1%、石川県54.9%、福井県68.2%で(全国平均は22.3%)、北陸地方の農業において米の比重は非常に高い。米生産量は、富山県21.2万トン、石川県13.5万トン、福井県13.4万トンであり、3県を合計した米生産量は新潟県(62.7万トン)の8割程度である。

北陸地方は、兼業機会に比較的恵まれ、冬に積雪がある等のため、稲単作の兼業農家の割合が高い(兼業農家89%、稲作単一経営83%)。北陸地方では早くから協業経営や大規模稲作経営の展開が見られ、稲作において農家以外の農業事業者(農事組合法人等)が占める割合は、富山県16.6%、石川県6.4%、福井県9.6%であり、全国平均の2.6%より高い(2005年農業センサス)。

2 JAみな穂

JAみな穂は富山県東部に位置し、黒部川の豊かな水に恵まれた水田農業地帯である。管内(入善町、朝日町)の耕地面積は5,019ha、農家戸数は3,050戸であり、農家1戸当たり耕地

面積は1.4haである(05年センサス)。農地のほとんどは水田であり、農協の販売事業に占める米の割合は8~9割に達している。

当JAでは20年ほど前から地域農業の組織化に取り組んでおり、06年には入善町水田農業推進協議会が地域水田農業ビジョン大賞を受賞している。現在、管内に集落営農組織が30あり、稲作の3割は集落営農が担っており、認定農業者の割合(3割)と合わせ、経営安定対策でカバーされている水田は6割である。生産調整の半分は大豆であり、そのほか大麦、球根等が作付けされており、不作付地は少ない。

戸別所得補償モデル事業については、これまで経営安定対策に加入していなかった農家も助成金が得られるようになるため、多くの農家が加入する見込みである。ただし、地力増進作物(09年で297ha)の助成金が減額になるため、当JAでは、米粉用米(管内に米粉工場建設予定)や輸出用米(EU、香港、豪州向け)を増産することを検討している。

3 JAはくい

JAはくいは石川県能登半島の南部にあり、羽咋市と宝達志水町を管内としている。この2市町の耕地面積は3,212ha、農家戸数は2,220戸で、農家1戸当たり耕地面積は1.4haである(05年センサス)。生産調整の半分は加工用米であり、そのほか大豆、大麦を生産しているが、気象条件等のため大豆、大麦の収量は低く、一部不作付地もある。

JA管内には集落営農が35あり、水田面積の

4割をカバーしており、認定農業者が4割の水田を担い、経営安定対策でカバーされている水田は8割である。経営安定対策の対象になっていない水田は2割であるが、農家戸数にすると4～5割である。

当JAは、転作作物としてはと麦を導入し、はと麦茶を製造・販売しているが、好評であるためはと麦の作付けをさらに増やすことを計画している。また、今年JA出資法人(株)JAアグリはくいを設立し、作業受託等によって休耕地対策に取り組もうとしている。

このように、当JA管内には集落営農も多くあり、経営安定対策のカバー率も高い。また、生産調整実施率も高いため、戸別所得補償モデル事業には多くの農家が参加する見込みである。

4 JA志賀

JA志賀はJAはくいの北に位置し、管内(志賀町)の耕地面積は1,481ha、農家戸数は1,481戸であり、農家1戸当たり耕地面積は1.0haと小規模である(05年センサス)。米中心の農業であるが、米以外にスイカ、干し柿などの生産が盛んである。

転作作物として麦、そば、加工用米を生産しているが、不作付地になっている農地もある。集落営農組織は17、認定農業者は72名であり、経営安定対策でカバーされている水田の割合は3割程度と、JAみな穂やJAはくいより低い。戸別所得補償モデル対策については、事務的な煩雑さのため一部加入申請しない農家が出てくる可能性はあるが、加入対象範囲が広がったため、大部分の農家が加入する見込みである。

当JAの農家は全体としては経営規模が小さく、稲作の組織化もそれほど進んでいるわけ

ではないが、地域の農家をまとめ集团的に経営している法人経営もあり、その一つが直海・釈迦堂営農組合である。当組合は1997年に設立したものであり(03年に法人化)、参加農家は64戸(5集落)、経営面積は33haで、ブロックローテーションによって米を22ha、大麦とそばを輪作で11ha作付けし、また作業受託を15ha行っている。現在の地代水準は2万円/10aであるが、戸別所得補償で助成金15千円/10a(定額部分)がはいるため、地代を5千円程度増額することを検討している。当組合は、地域の農地をまとめて集団転作を行っており、助成金を活用して個々の農家で行うよりも高い収益を実現している。戸別所得補償モデル事業導入に伴い、当組合はこれまで不作付地になっていた農地を復活して転作作物を作付けすることにしている。

5 まとめ

以上、3つのJAの状況を紹介したが、これまで生産調整に協力しない農家が一部あったものの、いずれの地域も地域内の調整によって生産調整目標を達成してきた。しかし、土壌、気象条件等のため必ずしも麦、大豆の生産には適していない土地もあり、一部に不作付地(調整水田等)もあった。

北陸地方では、これまで政府の方針に従って生産調整を実施してきたこともあり、戸別所得補償モデル事業にも多くの農家が参加する見込みであり、戸別所得補償政策は農家から一定の評価を得ている。また、JAとして米粉用米の増産に取り組むなど制度変更に伴う新たな動きも見られ、今後、戸別所得補償政策が地域の農業にどのような影響を与えていくのか注目される。

(しみず てつろう)